

令和元年6月定例会

議案説明資料

警察本部

令和元年6月定例会議案説明資料目次

【予算関係以外】

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第6号	鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例 (鳥取県警察手数料条例の一部改正)	生活環境課	1

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	平成30年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	会計課	4

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例 (鳥取県警察手数料条例の一部改正)																																		
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 受益と負担の公平の確保を図るため、手数料の額の変更を行う。 2 概要 (1) 次のとおり手数料の額を引き上げる。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定遊興飲食店営業の相続の承認</td> <td>1 件につき</td> <td>8,600円</td> <td>8,700円</td> </tr> <tr> <td>特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認</td> <td>1 件につき</td> <td>11,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認</td> <td>1 件につき</td> <td>11,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>初心者に対して行う猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習の実施</td> <td>1 件につき</td> <td>6,800円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施</td> <td>1 件につき</td> <td>12,300円</td> <td>12,700円</td> </tr> <tr> <td>年少射撃資格の認定のための講習会の実施</td> <td>1 件につき</td> <td>9,700円</td> <td>9,800円</td> </tr> <tr> <td>機械警備業務管理者講習の実施</td> <td>1 件につき</td> <td>38,000円</td> <td>39,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日は、令和元年10月1日とする。</p>	区 分	単 位	金 額		改正前	改正後	特定遊興飲食店営業の相続の承認	1 件につき	8,600円	8,700円	特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認	1 件につき	11,000円	12,000円	特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認	1 件につき	11,000円	12,000円	初心者に対して行う猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習の実施	1 件につき	6,800円	6,900円	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	1 件につき	12,300円	12,700円	年少射撃資格の認定のための講習会の実施	1 件につき	9,700円	9,800円	機械警備業務管理者講習の実施	1 件につき	38,000円	39,000円
区 分	単 位			金 額																															
		改正前	改正後																																
特定遊興飲食店営業の相続の承認	1 件につき	8,600円	8,700円																																
特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認	1 件につき	11,000円	12,000円																																
特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認	1 件につき	11,000円	12,000円																																
初心者に対して行う猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習の実施	1 件につき	6,800円	6,900円																																
猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	1 件につき	12,300円	12,700円																																
年少射撃資格の認定のための講習会の実施	1 件につき	9,700円	9,800円																																
機械警備業務管理者講習の実施	1 件につき	38,000円	39,000円																																

鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

(鳥取県警察手数料条例の一部改正)

第2条 鳥取県警察手数料条例(平成12年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(15の7) 略</p> <p>(15の8) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続の承認 1件につき<u>8,700円</u>(同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,800円)</p> <p>(15の9) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条の2第1項の規定に基づく法人の合併の承認 1件につき<u>12,000円</u>(同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,300円)</p> <p>(15の10) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条の3第1項の規定に基づく法人の分割の承認 1件につき<u>12,000円</u>(同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,300円)</p> <p>(15の11)～(23の2) 略</p> <p>(24) 銃砲刀剣類取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げるもの以外のもの 1件につき<u>6,900円</u></p> <p>(25) 略</p> <p>(25の2) 銃砲刀剣類取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施 1件につき<u>12,700円</u></p> <p>(26)～(30の3) 略</p> <p>(30の4) 銃砲刀剣類取締法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の実施 1件につき<u>9,800円</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(15の7) 略</p> <p>(15の8) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続の承認 1件につき<u>8,600円</u>(同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,800円)</p> <p>(15の9) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条の2第1項の規定に基づく法人の合併の承認 1件につき<u>11,000円</u>(同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,300円)</p> <p>(15の10) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条の3第1項の規定に基づく法人の分割の承認 1件につき<u>11,000円</u>(同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,300円)</p> <p>(15の11)～(23の2) 略</p> <p>(24) 銃砲刀剣類取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げるもの以外のもの 1件につき<u>6,800円</u></p> <p>(25) 略</p> <p>(25の2) 銃砲刀剣類取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施 1件につき<u>12,300円</u></p> <p>(26)～(30の3) 略</p> <p>(30の4) 銃砲刀剣類取締法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の実施 1件につき<u>9,700円</u></p>

<p>(31)～(59) 略</p> <p>(60) 警備業法第42条第2項第1号の規定に基づく 機械警備業務管理者講習の実施 1件につき <u>39,000円</u></p> <p>(60の2)～(70) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(31)～(59) 略</p> <p>(60) 警備業法第42条第2項第1号の規定に基づく 機械警備業務管理者講習の実施 1件につき <u>38,000円</u></p> <p>(60の2)～(70) 略</p> <p>2. 略</p>
--	---

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

平成30年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳					一般財源
						未収入 特定財源	庫出金	分担金	及び	その他	
9 警察費	1 警察管理費	警察情報システム高度化事業費	23,656,000	435,000	円	円	円	円	円	円	435,000
		運転免許費	214,815,000	53,597,000	53,597,000						0
	2 警察活動費	交通安全施設整備費	1,125,657,000	94,930,000			33,349,000			22,000,000	39,581,000
		計	1,364,128,000	148,962,000	53,597,000	33,349,000	0	0	22,000,000	40,016,000	